京都市社会福祉審議会等の組織改正について

「子ども・子育て支援法」の施行や、地方自治法に規定する「附属機関」に 関する京都市監査委員の意見などを踏まえ、今後、京都市社会福祉審議会等の 組織改正により、体制整備に取り組む。

1 「子ども・子育て支援法」施行に伴うに体制整備

現在,社会福祉審議会が所掌している「児童福祉に関する事項」の調査審議(児童福祉専門分科会が担当)を独立させ,「子ども・子育て支援法」の一部施行に伴い新たに設置した「京都市子ども・子育て会議」との一体的な運営や整合性の確保を図る。

2 社会福祉関係の委員会等の整理、再編

地方自治法に規定する「附属機関」を巡る訴訟などを踏まえ、平成25年3月22日付け住民監査請求結果において、京都市監査委員から「委員会等の設置について、一定の整理、見直しなどに取り組み、より適正な行政組織としての在り方の検討、改善に努められたい」との意見があった。

これを受け、社会福祉関係の委員会等について、地方自治法に規定する附属機関に該当するかどうかの検討を行い、審議内容等も整理のうえ、新たに「京都市社会福祉審議会」専門分科会として設置するなど、見直しを進める。

京都市社会福祉審議会

- ○社会福祉に関する事項を調査審議するため社会福祉法第7条に基づき設置
- ○委員定数50人以内
- ※ 専門分科会は、委員長が指名する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会は委員 のみ)で組織し、部会は専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名 する者で組織する。

民生委員審査専門分科会

○民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するために設置

審查部会 • 更生医療審查部会

障害者福祉専門分科会

○障害者の福祉に関する事項を調査審議 するため設置

老人福祉専門分科会

○高齢者の福祉に関する事項を調査審議 するため設置

児童福祉専門分科会

○児童福祉に関する事項を調査審議する ため設置

児童処遇部会・里親部会

京都市子ども・子育て会議

○市町村子ども・子育て支援事業計画の 策定等に関する意見聴取,認可された保 育施設等を給付対象施設として確認す る等のため,子ども・子育て支援法第 77条第1項等に基づき設置

> 一体的運営, 整合性の確保

分離

<u>児童福祉に関する事項</u> の審議体

福祉施策のあり方検討専門分科会

○福祉施策推進のための基本理念、共通する基本方針を調査審議するため設置



現在要綱等で設置している各種委員会等について、審議内容等も整理のうえ、新たに専門 分科会へ位置づけること等を検討